

一般社団法人日本食品工学会 会費規程

2021年7月22日理事会承認

(総則)

第1条 定款第13条に規定した会員が納入すべき会費を定める。

(会費)

第2条 定款第6条の会員種別ごとの会費は次の通り定める。

正会員	年額	8,000円
学生会員	年額	2,000円
維持会員	一口につき年額	80,000円
団体会員	一口につき年額	30,000円
特別団体会員	一口につき年額	30,000円 (五口以上)
名誉会員		無料

(会費の納入)

第3条 会員は、年会費を前納する。

2 既納の会費は、いかなる場合でも返還しない。

3 会費の納入等に関することは、別途、会費等に関する細則に定める。

(変更)

第4条 この規程の改廃は、定款第13条に基づき理事会の承認を得て行うことができる。

(附則)

この規程は、2021年7月22日の理事会において承認されたときから施行する。